

事 務 連 絡
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

各都道府県担当課 御中
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(地域おこし協力隊担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
地 域 自 立 応 援 課
(公 印 省 略)

地域おこし協力隊員の育児等に係る活動中断期間の財政措置について

地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）において、地域おこし協力隊員が地域協力活動を行う期間は、「おおむね 1 年以上 3 年以下」としているところですが、今般、具体的な取扱いについて、下記のとおりとしましたので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- 地域おこし協力隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合（すでに育児等に係る活動中断期間が生じている場合を含む。）、育児等に係る活動中断期間を除いた 1 年以上 3 年以下の期間を財政措置の対象となる期間とする。
- 財政措置の対象となる期間から除く育児等に係る活動中断期間は、最長 1 年間とする。
- この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。